

日本薬局学会 総務委員会細則

第1条（目的）

総務委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 学会の円滑な運営を支えるための、総務および庶務業務の統括に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う。

1. 理事会および社員総会の開催準備、運営支援
2. 学会規程および細則の制定、改廃に関する提案および整備
3. 会員情報の収集、更新および管理
4. 会員からの問い合わせ対応および総務に関する事務手続きの遂行
5. 学会の庶務業務（文書の保管、連絡業務など）の管理
6. その他、理事会または理事長から付託された業務

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。